

報 告 第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 1 1 号

訴訟上の和解について

子ども手当返還金滞納者に対する未払返還金等請求控訴事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年8月11日

新居浜市長 石川 勝 行

1 事 件 名 子ども手当返還金滞納者に対する未払返還金等請求控訴事件
（松山地方裁判所令和元年（レ）第47号）

2 当 事 者

（1）控 訴 人（第1審原告） 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）

（2）被控訴人（第1審被告） （省 略）

3 和 解 条 項

（1）控訴人は、被控訴人に対し、今回の件について、もっと丁寧な対応をすべきであった点について謝罪し、反省する。

（2）被控訴人は、前号の内容を考慮し、控訴人に対し、本件債務として、2万6,000円の支払義務があることを認め、これを令和2年9月11日までに、次の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被控訴人の負担とする。

(振込口座)

株式会社伊予銀行新居浜支店 普通預金 口座番号(省略)

名義人 弁護士 高橋正明 預り金口

- (3) 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件(子ども手当に関する紛争を含む。)に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は第1、2審を通じて、各自の負担とする。